

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(2) 「食事と一緒に十六茶W (ダブル) 350」 (アサヒ飲料株式会社)

○阿久澤部会長 次は、アサヒ飲料株式会社の「食事と一緒に十六茶W (ダブル) 350」です。

これについて、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 続きまして、資料2-1、こちらも先ほどと同じく横長の紙をごらん
いただいてよろしいでしょうか。

申請者はアサヒ飲料株式会社、商品名は「食事と一緒に十六茶W (ダブル) 350」となっております。

許可を受けようとする表示の内容は、「本品は、食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで、血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、食後の糖の吸収をおだやかにすることで、血糖値の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます」ということで、これまで「食事と一緒に十六茶W (ダブル)」で許可を受けていたもの、ダブルクリーム、そこに変更はございません。ただ、これまで御指摘を受けてきた中を踏まえまして、それぞれ2つの表示の内容につきましては、別文章ということにさせていただきます。

関与成分の量につきましては、難消化性デキストリン（食物繊維として）ということでございます。

1日摂取目安当たりの含有量といたしましては、5gとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「1日1回1本を目安にお飲みください」となっております。こちらは、これまで250mlであったものが、350mlとやや増量しております。

摂取する上での注意事項につきましては、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。治療中の方は、医師に御相談の上お召し上がりください。飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかが緩くなることがあります」となっております。

資料2-1に、既許可品として「食事と一緒に十六茶W (ダブル)」ということ、比較表となっております。基本的には先ほど申し上げたとおり、これまで250mlであった1日当たりの摂取目安量が350mlになっている。関与分量につきましては、5gのまま変更はございませんので、基本的にこれまで許可されているものと同等ものとは考えられると思います。

こういった点を踏まえまして、御審議のほどお願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 続きまして、資料2-2をごらんいただけますでしょうか。

この審議品目は、平成28年4月20日に諮問。平成28年5月9日に第32回第一調査会、平成28年8

第36回新開発食品調査部会 議事録

月8日に第34回調査会で審議を実施いたしました。

主な指摘事項といたしましては、資料1-18、2-14の表の6でTG、RLP-Cが増加している理由について質問いたしております。回答といたしましては、12週で摂取をとめたことにより、14週でTG及びRLP-Cが上昇した。この結果は、有意差はあるが正常値の範囲内の有意であり、臨床上問題となる所見はなく、TG及びRLP-Cの上昇は異常ではない。

もう一つの指摘は、14週でビタミンEとビタミンCが測定されていない理由につきまして、回答といたしましては、計画では、測定摂取期間終了時に異常値があった被験者に対して実施するとした。結果、摂取期間終了時に異常値があった被験者がいなかったため、未実施となった。

報告は以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらについての御意見等をいただきたいと思います。どなたかございますか。

寺本委員、お願いいたします。

○寺本委員 今度の申請品のクレームの中で、かなり前の2品目とは違った書きぶりになっているのです。この部分というのは、読むと脂肪の多い物を取りがちな方たちにお勧めという形で、食生活の改善ということには、余りこれが意味をなしていないように思うのです。このクレームに関しては何か議論があったのでしょうか。

○阿久澤部会長 調査会では、このクレームについての議論は如何でしたか。

○消費者委員会事務局 当初、ほかの品物等につきましても、このダブルクレームにつきまして審議がございまして、今まで認められているものの保健の用途の目的につきまして、統一をさせていただいてございます。このクレームにつきましては、第一調査会で既に先の品目でしていただいているものに統一をしていただいているという形で、ここに出てきます「おだやかにする」などというものにつきまして、修正等を事前をお願いをしまして、このような表示になっております。

○阿久澤部会長 最近のこの難消化性デキストリンを使ったもののクレームは、こういった形になっていますね。

○消費者委員会事務局 最近のダブルクレームにつきましては、このような形の表現でお願いをしております。

○寺本委員 ダブルクレームはそれでいいのですけれども、「血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます」という文言が、特保の趣旨とは異なる感じがするので、違和感を覚えるのです。要するに、食生活の改善に資するということが重要なので、そういうものは控える方向に持っていきましよう。これはいかにも、とってこれを摂取すれば大丈夫ですよという表現になってしまうような気がするのですけれども、それはいいのですか。

○消費者委員会事務局 この品目等につきまして、先ほどもお話ししましたけれども、最近のダブルクレームとしましてこのような形でお願いをいたしまして、第一調査会では、この品目につきましては、直接このダブルクレームにつきましては具体的には御意見等はいただいておりますので、できましたら、ここで御意見等をいただければ、それを申請者にお伝えしたいと思っております。

○志村委員 第一調査会で検討したことですが、この表現ですと両方の症状、血中中性脂肪が高い

第36回新開発食品調査部会 議事録

方、それから、糖が高目の方、こういう方にも有効であるという誤解を招くのではないかとということで、これは文章を2つに分けてということでございます。

それから、今、寺本委員のおっしゃった御意見については、既許可品で同じこういった文言で許可しているということがあったものですので、今回の申請品についても同じような形でという経緯があったかと思います。

以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

久代委員、どうぞ。

○久代委員 本食品の試験では、中性脂肪が高めの人を対象として、ハンバーグ165gなどを含む比較的カロリーの多い食品を負荷したときの中性脂肪の上昇を調べています。先生のおっしゃるように本来の趣旨とは違うような気もしますが、試験の内容と結果に準じたクレームと考えることもできます。

○寺本委員 試験に忠実にということですね。

○久代委員 はい。しかし、この食品を摂っていれば、高脂肪食を食べても大丈夫と理解されないような配慮は必要だと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 資料の表示見本を拝見しているのですが、ダブルクレームの場合に「1本で2つのはたらき」という表示については、前例があるのか、こういう表示はオーケーなのかを確認させていただきたいと思います。

○阿久澤部会長 消費者庁、いかがでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 現行、このような2つ並べているような商品というものはこれまでも許可されておりまして、ただ、消費者庁といたしましては、余りにも中性脂肪であるとか血糖値というものを強調するような表示というものは控えていただくようにしていますので、今回の表示見本であれば「食後の中性脂肪」、それから「血糖値が気になる方に」というところのフォントサイズは少なくともそろえていただくようにという形でやっています。

それから、先生がおっしゃったように2つのクレームがある場合につきましては、表示許可の内容に準じた形で、なるべくそれに沿った形でやっていただくようにしておりますので、今回の御指摘については、現行、消費者庁が指導している内容とは違うので、改善は必要だと思います。

○阿久澤部会長 このように「1本で2つのはたらき」といった文言が書かれているものは、今までに例はないという理解でよろしいわけですね。

○松寄委員 前回もあったような気がします。

○阿久澤部会長 そうですね。

○消費者庁食品表示企画課 申しわけありません。「食事と一緒に十六茶W(ダブル)」で既にこの表示はしておりますので、それに準じた形でこの「1本で2つのはたらき」というものは書いてございます。

第36回新開発食品調査部会 議事録

○竹内委員 1文で続けてはいけないというのは強く印象に残ってしまって、2つの文章に分ける。それをもって、「1本で2つのはたらき」ということはオーケーだということですね。了解しました。

○阿久澤部会長 事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 同じように、表示見本の件でございますけれども、1点、「食後の中性脂肪」となっております、これは「食後の血中中性脂肪」としたほうがよろしいのか、御意見をいただければと思います。

○阿久澤部会長 そうですね。血中中性脂肪という指摘をしたこともありましたね。表示の内容としてですね。

ただいまの事務局の意見について、何かございますか。

寺本委員、どうぞ。

○寺本委員 こだわって申しわけないのですけれども、この「脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます」という言葉というのは、意味としておかしくないのでしょうか。要するに、食生活で割にそういう脂肪の多い物をとる人が、これをとることによって食生活は改善するのですか。私は、何かこの文章はすごく変な気がするのです。「血中中性脂肪の上昇をおだやかにします」というのならわかるのですけれども、食生活の改善にはつながらないような気がするのです。本来は、こういうものがあって、こういうことをすると中性脂肪が上がるのが穏やかになるので、食生活で注意しましょうということならばわかるのですけれども、私はこれでは食生活は改善されないと思うのです。

○阿久澤部会長 改善の一助ぐらいですね。

○寺本委員 リテラシーとして、そういうものがいいのだということを理解していただくのにはいいと思う。それは特保の本来の意味があるのでそれ自身はいいと思うのですけれども、食生活の改善にこれを飲むと役立つのかと言われると、役立たないような気がするのです。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。御指摘に御意見はございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 前にも同じ議論を多分していると思うのですけれども、寺本先生のおっしゃるとおりだと思います。だから、どこかで改善すべきだと思いつつ、前例がなどという話でここまで来たのかなと思うので、タイミングがよければ改善したほうが本当はいいのではないかと思います。

○久代委員 食生活の改善をエンドポイントにした試験は行われていないので、科学的にはクレームの根拠がないと思いますが、私は特保食品の願いがこめられているのではないかと理解しておりました。

○阿久澤部会長 木戸委員、どうぞ。

○木戸委員 同じですけれども、どこかの段階で文言は考えるべきではないかと思います。

ただ、この案件に関してはもう既に許可されていますし、このままでいかにざるを得ないと思うのですが、食生活の改善は全然されていないですね。改善しなくていいですよと言っているのと一緒ですね。しなくてもこれを摂取していれば大丈夫ですよと言っているわけであって、日本語的には先

第36回新開発食品調査部会 議事録

生のおっしゃるように変な日本語になっていると思います。少し知恵をこれから出すというところ
でいかがでしょうか。

○阿久澤部会長 どうも御意見ありがとうございます。

そのほかはございますか。

先ほどの事務局からの御指摘の「中性脂肪」の前に「血中」を入れるのはどうかということなの
ですが、その辺についての御意見は、それで皆さんよろしいですか。

それでは、ここは「血中」を入れて、「血中中性脂肪」という形に変えていただく指摘をする
ということかと思います。

○松寄委員 「血中」ではなくて「食後の」。

○阿久澤部会長 キャッチのところですね。

よろしいでしょうか。キャッチコピーのほうの「食後」と「中性」の間に「血中」を入れるとい
う御指摘で皆さんもそれでということですね。

○消費者委員会事務局 そうしましたら、表示見本のほうにつきまして、「食後の中性脂肪」とご
ざいますけれども、そこを「食後の血中中性脂肪」と入れるということで、申請者のほうに指摘を
させていただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○田中委員 それであれば、「脂肪の多い食事を摂りがちで食後の」のほうがいいと思うのですけ
れども、いかがでしょうか。先に「食後の血中中性脂肪が高めで」で、後から「脂肪の多い食事を
摂りがちな」というよりは、逆のほうがいいような気がしたのです。

○阿久澤部会長 これは表示のほうですね。

○田中委員 はい。先に食事をとってから食後のとなるのはどうかと。脂肪の多い食事をとるか
ら食後の中性脂肪が高目になるのかなと思ったのです。先に「食後の中性脂肪が高めで」というの
は、どうかと。

○阿久澤部会長 この点の、「血中中性脂肪が高めで脂肪の多い」というところの、「血中中性脂
肪が高め」を後に持ってくるということですか。

○田中委員 それではいかがでしょう。余り関係ないですか。

○阿久澤部会長 いかがでしょう。御意見はございますか。

○田中委員 このままでよさそうですか。

○阿久澤部会長 よろしいですね。

○寺本委員 ともかく、これは一応こういう文言でということになったので、今後こういう文言を
少し考えるということにしていかないと、恐らく整合性がなくなってきてしまうので。

○田中委員 そのような感じがします。

○阿久澤部会長 いじるとそごが出てきますので。

○田中委員 わかりました。

○阿久澤部会長 では、クレームのほうはこれで、表示見本のキャッチコピーについては「血中」
を入れるということで、よろしいかと思います。

第36回新開発食品調査部会 議事録

松寄委員、お願いいたします。

○松寄委員 今のことと関連してなのですけれども、今後のことだと思いますが、既存品があって、新しいものに対して説明文が変えられたときに、もとの文は変えないのでしょうか。同等のものだと判断した場合です。素朴な疑問です。今回のことではなく。

○阿久澤部会長 そうですね。今後、先ほどの件と同様にどこかで検討しなければならない内容かと思えます。

○消費者庁食品表示企画課 先ほどの「1本で2つのはたらき」について、確認をさせてください。

○消費者委員会事務局 今、売っているものに入っているのか疑義があるので、確認をいたしております。

○阿久澤部会長 わかりました。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 今、御指摘があったことと関連するのですが、今回のように、現在販売中のものがある場合、申請品がある場合に、現行品と比較できるように、パッケージを御提示いただくと検討しやすいのかなと思います。資料を御準備いただくのは大変でしょうか。

○阿久澤部会長 商品内容については比較表でまとめていただいていますけれども、さらに、パッケージの比較ですね。

○消費者委員会事務局 パッケージ見本につきまして、今回準備しておらず申しわけございません。準備をさせていただき、一緒に事前にお送りさせていただければと思います。

○竹内委員 ありがとうございます。

○阿久澤部会長 それでは、御確認いただいている間なのですが、どうでしょうか。本件に関するご意見はないようですので、そこだけ確認をとればと思います。

○消費者庁食品表示企画課 そうですね。今、確認はいたしますので、また後ほど御説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 それでは、一旦この件については保留にしておいて、先に進めさせていただいて、また戻って結論を出すということにしたいと思えます。

○阿久澤部会長 ただいま配付されておりますが、先ほどの「1本で2つのはたらき」というところに関する資料かと思えます。これの御説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 お待たせして申しわけございませんでした。今、ホームページから打ち出してまいりました。2015年の段階で消費者庁が変更届を受け取っております、そのときにパッケージを修正しているということがわかりました。後ろのほうに拡大図をつけておりますけれども、現在のものには「1本で2つのはたらき」という表示が確かについてございます。ただ、個別審議をした品目のときには、この表示はなかったということも確認しております。

事務局として、今、確認をさせていただきたいところとしては、ダブルクレームのときには文章を2つに分けなければいけないねということで、今、統一をとり始めています。この2015年の段階

第36回新開発食品調査部会 議事録

では1つの文章でした。それでは誤解があるのではないかということで2文に分けたという状況を考えれば、この同じキャッチを使い続けることについて誤認が生まれないのかという議論は必要になるのではないかと考えます。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。ただいまの事務局からの御意見も含めて、何か御意見はございますか。

久代委員、どうぞ。

○久代委員 以前に、このダブルクレームについては、中性脂肪と血糖の両方が高い人を対象にしたわけではなくて、中性脂肪が高めの人、血糖が高めの人に対してそれぞれ試験が実施され審査しているので、ダブルクレームだけれども、両方とも高い人に対する効果は確認されていませんということで、2つに分けたほうがいいのではないかということになったのではないかと記憶しています。

○阿久澤部会長 そうかと思います。そうすると、確かにこの「1本で2つのはたらき」というのは、よかったのかということになる。

いかがでしょうか。これも今後の議論ということにしますか。

消費者庁、どうぞ。

○消費者庁食品表示企画課 こちらは現行の「食事と一緒に十六茶W（ダブル）」については「1本で2つのはたらき」と表示されておまして、恐らく消費者庁の変更届、デザイン案、表示見本の部分のところで先方から案を受け取り、これでいいですということで届け出を受理したのではないかと考えております。事実については、今、確認できておりませんので、それは後日確認したいと思います。

ただ、久代委員がおっしゃったように、そもそも2つに分けるべきであると。それぞれが別々の効果として確認をされているだけであるという現状を踏まえたと、少なくとも今回の「食事と一緒に十六茶W（ダブル）350」に関して「1本で2つのはたらき」という表示をそのままにするのはいかがなものかというところで、修正すべきかと消費者庁も考えております。

あわせて、こちらの現行既許可品につきましてもそういった事実がございますので、こちらにも至急アサヒ飲料株式会社に問い合わせをいたしまして、なるべく早い段階で直すようにというところで申し伝えたいと考えております。よろしくお願いたします。

○阿久澤部会長 解決ですね。ありがとうございます。

ただいま、消費者庁から「1本で2つのはたらき」は趣旨と異なる表記だということで、以前のものも含めて変更・修正という形で、こちらから指摘をさせていただくということでよろしいでしょうか。

事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 先ほど事務局から御提案いたしました、「血中中性脂肪」に関しまして、訂正する場所が恐らく2カ所になるかと思えます。「血中中性脂肪」とすることに関しましては、よろしかったですか。

第36回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 それでよろしいです。

○消費者委員会事務局 そうしますと、1つは、この拡大図でも結構なのですが、表に2本、「食後の中性脂肪」と書いてあるところに「血中」を入れていただくということになろうと思います。

○阿久澤部会長 従前のものもということですね。

○消費者委員会事務局 はい。

それから、許可表示にも同様の場所がございます。先ほどの「□□」と同じ成分なのですが、若干内容が変わってくる理由が、読んでみますが、「□□」という前半の文章になろうかと思いますが、これはこのままでよろしいですか。単純に「血中」を入れますと、今のような文言になります。

○阿久澤部会長 その辺について、いかがでしょうか。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 確認なのですが、今の御説明は、今回の申請品と2015年の変更届によって処理されたものを統一すると理解してよろしいのでしょうか。

○消費者委員会事務局 そうです。

○竹内委員 そうでしたら、よろしいかと思えます。

○阿久澤部会長 よろしいでしょうか。

今、事務局から御指摘のありました、本文のクレームのほうも変えたほうが良いというところですね。それと、「血中」を入れるところはもう一カ所あるとのご指摘ですが、それでよろしいでしょうか。

それでは、この件についてはこれでよろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 確認させていただきたいのですが、キャッチコピーの「食後」のところに「血中中性脂肪」と。許可表示のところにつきましても、「食後の」を入れると。それで、「食後の血中中性脂肪」という形で、キャッチコピーのほうは「血中」が入るとい形になると思います。

○阿久澤部会長 そうです。

○消費者委員会事務局 先ほど議論がございました許可表示の文言を逆転させるというような御意見がございましたけれども。

○阿久澤部会長 それはなしということですね。

○消費者委員会事務局 それでは、キャッチコピーにつきましては、「血中」を入れて、「食後の血中中性脂肪」、許可表示につきましては「食後」を入れて、「食後の血中中性脂肪」という形で、2カ所の修正をお願いする形でよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 はい。

○消費者委員会事務局 この結果につきましては、部会長預かりという形でよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ただいま事務局から確認報告がございましたことに対して、何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

第36回新開発食品調査部会 議事録

そうしますと、本日の個別審議は以上ということになるかと思います。